

漁港施設に係る指定管理候補者の選定結果について

下記のとおり、漁港施設に係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の指定については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により下関市議会の議決を得る必要があり、下関市議会令和 7 年第 4 回定例会における議決を経た後に、下関市長が指定管理者を指定します。

記

1 選定の概要

(1) 施設の概要

名称、所在地、施設内容 別紙 1 のとおり

(2) 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(3) 指定管理候補者の概要

① 吉母漁港他 13 漁港の指定管理候補者

ア 名称 山口県漁業協同組合  
イ 所在地 下関市大和町一丁目 16 番 1 号下関漁港ビル  
ウ 主な業務内容 水産に関する経営及び技術の向上に関する  
指導、漁場の利用に関する事業

② 涌田漁港の指定管理候補者

ア 名称 黒井漁業協同組合  
イ 所在地 下関市豊浦町大字涌田後地 754 番地の 1  
ウ 主な業務内容 水産に関する経営及び技術の向上に関する  
指導、漁場の利用に関する事業

## 2 選定までの経緯

令和7年 8月 1日 非公募により申込書の受付開始  
令和7年 8月29日 募集・受付の終了  
令和7年 9月 9日 下関市指定管理候補者選定委員会（漁港施設）から下関市長が意見書を受理  
令和7年 9月30日 下関市が指定管理候補者を選定

### 非公募指定の理由

漁港施設は、本来漁業従事者に対して漁船の安全停係泊、就労条件確保のため整備されたものであり、漁船以外の船舶を停係泊させる施設ではありません。

しかしながら、地方分権一括法に伴う漁港法の一部改正（平成12年5月19日法律第78号）により、漁船以外の船舶においても漁港施設の利用が可能となったことから、下関市漁港管理条例を改正し、漁船以外の船舶に対して停係泊の許可を与えることができる区域を設定しています。

ただし、漁港施設は漁業従事者の用に供するために整備された施設であることに変わりはなく、漁船以外の船舶が停係泊可能となる区域については地元漁業協同組合との調整が不可欠なことから、この点に対応できる団体は唯一地元漁業協同組合である山口県漁業協同組合、並びに黒井漁業協同組合と判断したためです。

## 3 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者や経営又は財務に関する有識者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会（漁港施設）が開催され、ここにおいて、申込者から提出された事業計画書、収支計画書、申込団体の経営状況を説明する資料等により総合的に審議された結果、申込団体についての意見が下関市長に提出されました。

下関市は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、指定管理候補者として選定しました。

4 下関市指定管理候補者選定委員会（漁港施設）の委員（5人）

【指定管理施設の管理運営又は利用に関する有識者】

石津 幸紀生（一般社団法人下関水産振興協会専務理事）委員長

村田 慶裕（山口県下関水産振興局次長）

村上 哲也（農林水産振興部理事）

【経営又は財務に関する有識者】

河内 奈穂（下関商工会議所総務部長）

【学識経験者】

刀禰 一幸（国立研究開発法人 水産研究・教育機構  
水産大学校 助教）

5 選定基準

各委員100点満点の採点方式により選定

なお、各委員の平均値をもって申込者の評価点とし、最低基準である60点を超えた場合に選定

※選定基準は、別紙2 指定管理者候補者選定(審査)の基準のとおり。

6 指定管理候補者選定委員会の審査結果

(1) 審査結果（出席委員5名）

山口県漁業協同組合

A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均点
77	79	72	70	82	380	76.0

黒井漁業協同組合

A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均点
79	77	68	69	80	373	74.6

(2) 指定管理候補者選定委員会での主な意見

特になし

(3) 議事録(要約)

別紙3 下関市指定管理候補者選定委員会(漁港施設)議事録のとおり

7 選定結果

下関市は、指定管理候補者選定委員会の意見及び選定の基準に基づき総合的に審査し、山口県漁業協同組合、並びに黒井漁業協同組合を指定管理候補者に選定しました。

(1) 選定した団体名

山口県漁業協同組合(吉母漁港他13漁港)

黒井漁協協同組合(涌田漁港)

(2) 選定の主な理由

当該業務の調整等業務に優れ、審査の内容を踏まえ、指標に照らしたいずれの基準内容を満たしているため。

8 指定管理料提案額

1年間の指定管理料 なし

## 吉母漁港他 1 3 漁港

1	名 称	吉母漁港		
	所在地	下関市大字吉母		
	施設の概要	施設の名称	数量又は能力	備 考
		東防波堤	延長 75.0m	漁船以外の船舶における係船区域
D護岸(2)		延長 170.0m	漁船以外の船舶における係船区域	
	道路護岸(2)	延長 49.4m	漁船以外の船舶における係船区域	
2	名 称	王喜漁港		
	所在地	下関市工領開作、下関市松屋本町三丁目		
	施設の概要	施設の名称	数量又は能力	備 考
		東防波堤	延長 70.0m	漁船以外の船舶における係船区域
		西防波堤	延長 80.0m	漁船以外の船舶における係船区域
護岸B		延長 20.0m	漁船以外の船舶における係船区域	
3	名 称	安岡漁港		
	所在地	下関市安岡本町一丁目、安岡本町三丁目		
	施設の概要	施設の名称	数量又は能力	備 考
		甲防波堤	延長130.7m	漁船以外の船舶における係船区域
		護岸A	延長 31.0m	漁船以外の船舶における係船区域
		脇浦護岸B	延長 40.0m	漁船以外の船舶における係船区域
		C物揚場	延長 85.0m	漁船以外の船舶における係船区域
D物揚場		延長 70.3m	漁船以外の船舶における係船区域	
4	名 称	吉見漁港		
	所在地	下関市吉見本町一丁目		
	施設の概要	施設の名称	数量又は能力	備 考
		A防波堤	延長150.0m	漁船以外の船舶における係船区域
		護岸A	延長100.0m	漁船以外の船舶における係船区域
第2物揚場		延長100.7m	漁船以外の船舶における係船区域	
5	名 称	宇賀漁港		
	所在地	下関市豊浦町大字宇賀		
	施設の概要	施設の名称	数量又は能力	備 考
		B防波堤	延長 40.0m	漁船以外の船舶における係船区域
砂止工		延長 20.0m	漁船以外の船舶における係船区域	
	C防波堤	延長 15.0m	漁船以外の船舶における係船区域	
6	名 称	小串漁港		
	所在地	下関市豊浦町大字小串		
	施設の概要	施設の名称	数量又は能力	備 考
		浦の先防波堤	延長 55.0m	漁船以外の船舶における係船区域
		南防波堤	延長 135.0m	漁船以外の船舶における係船区域
中防波堤		延長 60.0m	漁船以外の船舶における係船区域	
7	名 称	川棚漁港		
	所在地	下関市豊浦町大字川棚		
	施設の概要	施設の名称	数量又は能力	備 考
		中防波堤	延長 20.0m	漁船以外の船舶における係船区域
突堤		延長 40.0m	漁船以外の船舶における係船区域	

8	名 称	室津下漁港		
	所在地	下関市豊浦町大字室津下		
	施設の概要	施設の名称	数量又は能力	備 考
		Q護岸	延長 60.0m	漁船以外の船舶における係船区域
		A防波堤	延長 130.0m	漁船以外の船舶における係船区域
		-3.0m岸壁	延長 65.0m	漁船以外の船舶における係船区域
J護岸	延長 87.0m	漁船以外の船舶における係船区域		
9	名 称	矢玉漁港		
	所在地	下関市豊北町大字矢玉		
	施設の概要	施設の名称	数量又は能力	備 考
		-1.0m物揚場	延長 25.0m	漁船以外の船舶における係船区域
10	名 称	二見漁港		
	所在地	下関市豊北町大字北宇賀		
	施設の概要	施設の名称	数量又は能力	備 考
		1号導流堤	延長 30.0m	漁船以外の船舶における係船区域
11	名 称	和久漁港		
	所在地	下関市豊北町大字神田上		
	施設の概要	施設の名称	数量又は能力	備 考
		H防波堤	延長 100.0m	漁船以外の船舶における係船区域
		A突堤	延長 40.0m	漁船以外の船舶における係船区域
-2.0m C物揚場	延長 45.0m	漁船以外の船舶における係船区域		
12	名 称	肥中漁港		
	所在地	下関市豊北町大字神田		
	施設の概要	施設の名称	数量又は能力	備 考
		B護岸	延長 92.0m	漁船以外の船舶における係船区域
		西村護岸	延長 65.7m	漁船以外の船舶における係船区域
		D護岸	延長 100.0m	漁船以外の船舶における係船区域
		市中A物揚場	延長 79.0m	漁船以外の船舶における係船区域
		市中2号物揚場	延長 30.0m	漁船以外の船舶における係船区域
		南方A物揚場	延長 19.0m	漁船以外の船舶における係船区域
		南方物揚場	延長 70.0m	漁船以外の船舶における係船区域
A防波堤	延長 42.0m	漁船以外の船舶における係船区域		
13	名 称	島戸漁港		
	所在地	下関市豊北町大字神田		
	施設の概要	施設の名称	数量又は能力	備 考
		A物揚場	延長 55.0m	漁船以外の船舶における係船区域
		B物揚場	延長 15.0m	漁船以外の船舶における係船区域
		C物揚場	延長 50.0m	漁船以外の船舶における係船区域
E物揚場	延長 30.0m	漁船以外の船舶における係船区域		
14	名 称	阿川漁港		
	所在地	下関市豊北町大字阿川		
	施設の概要	施設の名称	数量又は能力	備 考
		岡根物揚場	延長 40.0m	漁船以外の船舶における係船区域
岡根第2物揚場	延長 15.0m	漁船以外の船舶における係船区域		

## 涌田漁港

1	名 称	涌田漁港		
	所在地	下関市豊浦町大字涌田後地		
	施設の概要	施設の名称	数量又は能力	備 考
		K護岸	延長 150.0m	漁船以外の船舶における係船区域
		B突堤	延長 20.0m	漁船以外の船舶における係船区域
A防波堤	延長 50.0m	漁船以外の船舶における係船区域		

## 指定管理候補者選定(審査)の基準

評価項目		標準	参考資料
大項目	中項目		
基本的な考え方	施設の性格や目的等に合致した方針があること	個別施設条例、施設の状況、指定管理者制度に関して必要な理解をしていること。	下関市漁港管理条例、事業計画書(様式第2号)
	市民の平等な利用が確保されていること	事業内容において合理的な理由なく利用者の制限したり、あるいは、優遇したりするなど市民の平等な利用を妨げるような事項がないこと。	事業計画書(様式第2号)、利用料金設定表
	施設の効用が最大限発揮されていること	利用促進、利便性向上、経費節減に努めていること。	事業計画書(様式第2号) 「利用者に対するサービスの向上」ほか
団体の経営状態(経営の健全性)		過度の負債や利益低下等がないこと。	業務報告書、貸借対照表、損益計算書
事業計画	施設管理運営の実施方針	市の施設運営方針に外れないこと。	事業計画書(様式第2号)「施設の管理運営に当たっての基本方針」
	事業への具体的な取組み方	業務の基準等に示す条件、内容を満たすこと。	事業計画書(様式第2号)「施設の管理運営に係る業務の実施方針」ほか
	施設の運営体制や組織	業務、運営に必要な人員を確保していること。	事業計画書(様式第2号)「」職員の配置
	適正な管理や経理	仕様書に示す保守点検作業期日、回数の確保していること。 収支を適正に管理する体制が整っていること。	事業計画書(様式第2号)
	安全管理、緊急時等の対応	事故や災害時の緊急時連絡網、休日夜間の対応等の基準があること。	事業計画書(様式第2号)、市農林水産整備課と連絡体制あり
	環境、障害者等への配慮	周辺環境や地域住民等への対応、障害者、子ども、高齢者の利用対応についての考え方に基準があること。	事業計画書(様式第2号)
	過去の実績等	過去に施設管理経験又は類する業務経験を有すること。	知識経験、令和2～6年度実績あり
経済性		過小又は過大な見積りがなく、積算根拠や方法に誤りがないこと。	収支予算書

## 下関市指定管理候補者選定委員会（漁港施設）議事録 要約版

日 時：令和7年9月2日（火）8：56～10：40

場 所：カラトピア5階 会議室C

出席者：（外部委員）山口県下関水産振興局 次長 村田 慶裕  
 一社法人下関水産振興協会 専務理事 石津 幸紀生（委員長）  
 下関商工会議所 総務部長 河内 奈穂  
 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校  
 助教 刀禰 一幸  
 （内部委員）下関市農林水産振興部 理事 村上 哲也

（事務局）農林水産整備課	課長補佐	岡田 正典
農林水産整備課	主査（漁港係長）	真方 勲
農林水産整備課	主任	平原 栄一
農林水産整備課	主任技師	植山 裕介
豊浦総合支所建設農林水産課	係長	末富 好彦
豊浦総合支所建設農林水産課	主任技師	清水 拓
豊北総合支所建設農林水産課	係長	高田 成道
豊北総合支所建設農林水産課	主任主事	弘中 圭一郎

## 議 事：

委員の互選により委員長を選任後、事務局が本日の議題について説明を行い、審議に入った。審議内容の要点については以下のとおり。

委員による申込者の評価方法を決定した。各委員100点満点の採点で、平均値をもって申込者の評価点とし、最低基準は60点とした。

評価方法の決定後、引き続き採点に入った。

集計結果は、山口県漁業協同組合76点、黒井漁業協同組合74.6点であった。

最低制限基準を超えていることから、吉母漁港他13漁港の指定管理候補者を山口県漁業協同組合、涌田漁港の指定管理候補者を黒井漁業協同組合として選定したいとの動議が委員長より提案され、委員全員異議なく承認した。

## 決定事項：

山口県漁業協同組合を吉母漁港他13漁港の指定管理候補者、黒井漁業協同組合を涌田漁港の指定管理候補者として選定した。

以上